

平成 24 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

住宅・建築物の技術基盤の強化に関する事業を行う
補助事業者の募集（第 2 回）についての公示

平成 24 年 12 月 4 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

平成 24 年度住宅市場技術強化推進事業のうち住宅・建築物の技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅市場技術基盤強化推進事業

(2) 事業目的

質の高い住宅ストック形成を推進するための省エネ・省 CO2 や長寿命化、リフォーム・既存住宅流通の促進等の住宅・建築行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用した技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

(3) 事業内容

- ①省エネ・省 CO2 に関する技術基盤の強化のための事業
- ②住宅性能表示制度の利用促進及び既存住宅の長期優良住宅等に関する調査検討
- ③耐震診断・耐震改修技術の実態等に関する調査検討

2. 公募期間

平成 24 年 12 月 4 日(火)10 時 00 分～平成 24 年 12 月 17 日(月)18 時 00 分
(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- (4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) その他、提案事業を的確に遂行するために、各事業内容に応じて、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。
- ①省エネ・省CO₂に関する技術基盤の強化のための事業
 - 住宅・建築物の省エネ・省CO₂技術に関する幅広い知識を有すること。
 - 住宅・建築物の省エネ性能に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
 - 住宅・建築物の省エネ性能等に関するシミュレーション、計算プログラムや評価ツールの開発及び検証を行う場合には、必要なノウハウを有すること。
 - ②住宅性能表示制度の利用促進及び既存住宅の長期優良住宅等に関する調査検討
 - 住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度について幅広い知識を有すること。
 - 住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
 - 全国的かつ効率的に事業を行う能力を有すること。
 - ③耐震診断・耐震改修技術の実態等に関する調査検討
 - 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修技術に関する幅広い知識を有すること。
 - 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修費用、住宅・建築物の立地状況に応じた耐震診断・耐震改修に係る課題の把握等、耐震改修等の実態に関するデータ等を収集し、分析する能力を有すること。

4. 公募対象事業

以下の①、②、③のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

①省エネ・省CO₂に関する技術基盤の強化のための事業

- 例) ・住宅・建築物の省エネ性能等に係るデータベースの整備、住宅・建築物の省エネ性能を簡易に評価するための計算プログラムシート等の改善・更新、住宅・建築物の省エネ性能評価に関するサポート体制の整備
- ・住宅エコポイントに関連して集積される情報についてデータ分析を行い、技術的知見等の集積を行う調査

②住宅性能表示制度の利用促進及び既存住宅の長期優良住宅等に関する調査検討

- 例) ・住宅性能表示制度における性能表示事項の検証のための調査の実施、課題の整理等 (例: 消費者・事業者・評価機関それぞれの視点からの性能表示事項のニーズ調査、申請作業時間・審査時間・審査手数料の実態調査)
- ・既存住宅の住宅性能評価における実態調査の実施、課題の整理等 (例: 取得時機及び取得理由等の実態調査)
- ・既存住宅の長期優良住宅等に係る認定基準等の策定に関する実態調査 (例: 新築住宅に係る認定基準に適合し得る既存住宅のストックボリューム調査、市場におけるリフォーム工事の内容及び費用の実態把握、関係者へのヒアリング実施)

③耐震診断・耐震改修技術の実態等に関する調査検討

- 例) ・住宅・建築物の構造や用途、規模等に応じた耐震診断・耐震改修技術とその費用、住宅・建築物の立地状況に応じた耐震診断・耐震改修の実施状況等について調査、データ整備、分析
- ※ 耐震改修等に関する技術開発は本事業の対象外とする。

5. 補助金の額
定額とする。

6. 提案の手続き等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成 24 年 12 月 4 日(火)10 時 00 分～平成 24 年 12 月 17 日(月)18 時 00 分

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め下記(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX 又は電子メールにより交付。

(ハ) 提案書の提出期限

平成 24 年 12 月 17 日(月)18 時 00 分まで (必着)

(ニ) 提案書の提出先

国土交通省住宅局住宅生産課 吉竹、松倉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39429) F A X 03-5253-1629

電子メール matsukura-f2vs@mlit.go.jp

※①～③全ての事業について、こちらに提出すること。

(ホ) 提案書の提出方法

持参又は郵送の場合は上記(ハ)の期限までに3部を提出すること。電子メールの場合は上記(ハ)の期限までに電子ファイルを提出し、後日、押印文

書を1部郵送すること。

(2) 担当部局

・公募全般について

国土交通省住宅局 住宅生産課 吉竹、松倉

・①の事業について

国土交通省住宅局 住宅生産課 植村、木村（省エネ・省CO2）

国土交通省住宅局 住宅生産課 竹之内（エコポイント）

・②の事業について

国土交通省住宅局 住宅生産課 追谷

・③の事業について

国土交通省住宅局 建築指導課 森口

電話 03-5253-8111(代)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（郵送、電子メール等）により、上記担当あてに行うこと。（来訪等による問い合わせには対応しない。）

7. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6(2)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。